

# JACDS ダイレクトニュース

発行：(一社)日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

## 改正薬機法の施行省令・通知が出ました

### - 続報 継続的服薬指導の留意事項 -

- 本年9月施行の、服薬期間中のフォローの義務化その他に関連し、留意事項が通知で示されましたので、お知らせいたします。詳細は、別添課長通知をご覧ください。
  - 主な留意点は次のとおりです（昨日のダイレクトメール第56号と一部重複します）。
- ① 継続的服薬指導のために必要な場合には、患者や現に看護にあっている者の連絡先を確認した後に、薬剤又は薬局医薬品を販売又は授与すること。
  - ② 継続的服薬指導は、患者に一律に実施するものではなく、患者の服用している薬剤の特性や服用状況等に応じて、その必要性を個別に判断したうえで適切な方法で実施すること。
  - ③ 電話や情報通信機器を用いた方法により実施して差し支えないが、電子メールを一律に一斉配信することのみをもって対応することは継続的服薬指導の義務を果たしたことになる。個々の患者の状況に応じて対応すること。
  - ④ 服薬指導の記録は、処方箋又は薬剤服用歴において必要事項が記載されていけばよいこと。

(文責 中沢)

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階  
TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569